

建設業だより

No. 137

発行／令和4（2022）年4月1日

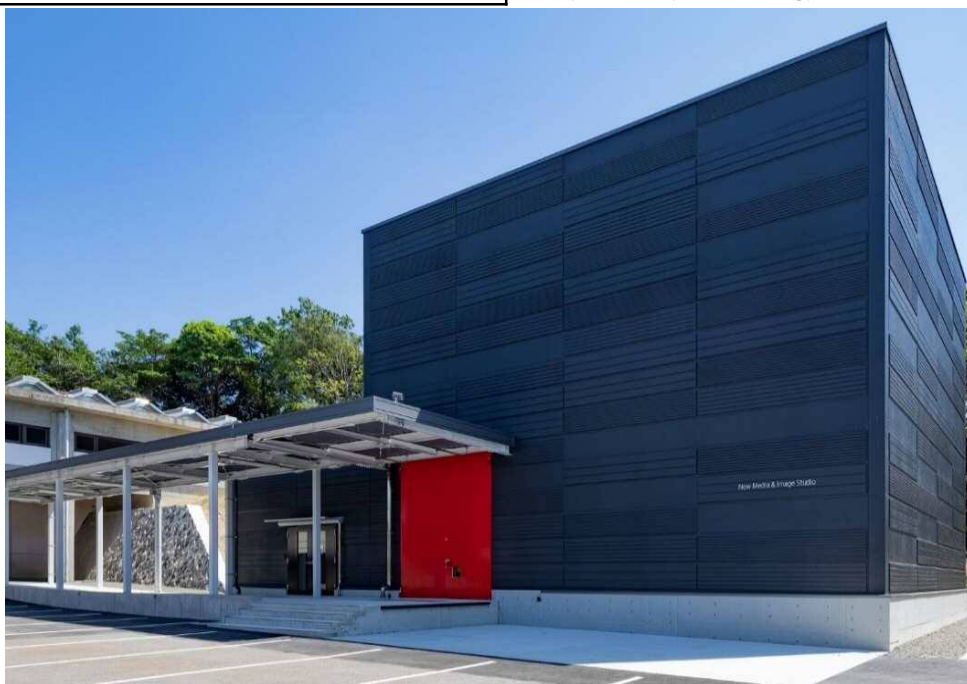
都市・交通局都市基盤部都市総務課
建設業・不動産業室

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話052-954-6502

Webサイト

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>



愛知県立芸術大学美術学部 メディア映像専攻校舎
(愛知県長久手市岩作三ヶ峯地内)

目 次	
建設業許可関係事務における受付方法の変更について ... 2	住宅瑕疵担保履行法の届出手続について ... 10
建設業許可申請等手続きに関するお知らせ ... 2	令和4（2022）年度技術検定試験のご案内 ... 11
建設業法における届出等の提出期限について ... 3	労働災害の撲滅に向け、取組の強化・充実をお願いします ... 12
「適切な社会保険の加入は」建設業許可の要件です ... 4	労働災害の撲滅と法令遵守について ... 12
経営事項審査等の予約方法について ... 5	優秀施工者愛知県知事表彰について ... 13
経営事項審査等の審査基準の改正について ... 5	建設工事統計調査関係者表彰について ... 14
経営事項審査の新項目「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」（項番61、62）について ... 6	建設現場での「三つの密」を避けましょう ... 15
建築物等の解体工事の実施には建設業許可か解体工事業登録が必要です ... 7	宅地や建物の適正な取引及び広告について ... 15
愛知県知事建設業許可業者名簿及び愛知県解体工事業登録業者名簿について ... 7	「木材利用の促進に関する基本計画」について ... 16
令和4・5（2022・2023）年度愛知県建設工事の経常建設共同企業体等入札参加資格審査申請の定時受付日程等の御案内 ... 8	新型コロナウイルスに関連した中小・小規模企業向けの支援について ... 17
設計書提供サービスについて ... 9	石綿解体・改修工事の事前調査の規制等が強化されました ... 18
令和4（2022）年度からのICT活用工事の取組について ... 9	建設業においても、令和6（2024）年4月1日より時間外労働の上限規制が適用されます ... 19
	都市総務課建設業・不動産業室が設置されました ... 20
	表紙写真の紹介 ... 20

建設業許可関係事務※における受付方法の変更について

※解体工事業登録、浄化槽工事業登録を含みます。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、窓口での対面審査は行わず、申請・届出の方法を郵送・投函・窓口での仮受付（預かり）に変更しております。

ご理解とご協力をお願いいたします。

手続の流れ

<申請>

- ①仮受付：郵送・投函・窓口で書類を預かります
- ②内容確認
- ③連絡・補正
- ④本受付：証紙を窓口で納めていただきます
- ⑤審査・補正
- ⑥許可：通知書と申請書副本を主たる営業所に郵送します

<届出>

- ①仮受付：郵送・投函・窓口で書類を預かります
- ②内容確認
- ③連絡・補正
- ④本受付：仮受付日で受付処理します
- ⑤副本返却：仮受付時に必要額分の切手を貼った返信用封筒を提出いただければ郵送で返却します

仮受付方法

<郵送>

申請書・変更届出書・事業年度終了届出書（いずれも正副）及び必要書類に提出票※を添えて、各管轄窓口へ郵送してください。

<投函>

提出票※によりご自身で事前に必要書類の有無を確認の上、申請書・変更届出書・事業年度終了届出書（いずれも正副）及び必要書類を提出票とともに各管轄窓口へ提出してください。窓口での待ち時間なく仮受付が完了します。

<窓口>

申請書・変更届出書・事業年度終了届出書（いずれも正副）及び必要書類を各管轄窓口へ提出してください。窓口では、内容の確認はせず、必要書類の有無の確認のみ行います。混雑している場合はお待ちいただくことがあります。

※ 提出票・各提出方法の詳細・注意点等、詳細については、都市総務課のWebサイトをご覧ください。

申請 <https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/shinsei.html>



届出 <https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/todokede.html>



建設業許可申請等手続に関するお知らせ

◇ 2022年3月1日から、許可申請等の確認書類の取扱いを一部変更しました。

○常勤役員等の経営経験の確認方法を追加しました。

○残高（融資）証明書の有効期間を延長しました（申請直前2週間→4週間）。

☆ 詳しくは、「建設業許可申請の手引（申請手続編）」をご覧ください。
手引は都市総務課のWebサイトからダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>



◇ 事業承継による認可申請が必要となると見込まれる場合は、承継の効力発生日の2か月前までにご相談ください。

事業承継の認可は、効力発生日前までに受ける必要があります。

内容確認や補正に時間を要することが想定されますので、事業承継による認可申請が必要となると見込まれる場合は、遅くとも、承継の効力発生日2か月前までにご相談ください。

〈相談窓口〉 名古屋市内に営業所がある場合 … 愛知県自治センター2階 建設業・不動産業室
名古屋市以外の市町村に営業所がある場合 … 各市町村を管轄する建設事務所

建設業法における届出等の提出期限について ～提出が遅れないようご注意ください～

- ◇ 法人、個人にかかわらず毎年事業年度終了後4か月以内に「事業年度終了届出書」を提出しなければなりません。
- ◇ 許可申請書および添付書類の内容に変更が生じた場合には、提出期限内に「変更届出書」等を提出する必要があります。
- ※ 必要な事業年度終了届出書や変更届出書等の提出がなされていないと、更新の申請をすることができません。特に、経營業務の管理責任者や営業所の専任技術者の在職状況については、許可要件に関わる事項ですので、届出が遅れないよう注意してください。

<届出等一覧>

届出事項	提出期限	備考
事業年度（決算期）が終了したとき<毎期提出>	毎事業年度 経過後 4か月以内	事業年度終了届出書一式
定款の変更（定款または株主総会議事録の写し）		事業年度終了届出書と併せて提出
使用人数の変更		
健康保険等の加入状況の変更（従業員数のみの変更の場合）		
健康保険等の加入状況の変更（加入状況に変更があったとき、営業所を新設したとき）	許可要件に関わる事項です。届け忘れないよう、ご注意ください。	
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の変更（氏名の変更を含む）		
営業所の専任の技術者の変更（氏名の変更を含む）		
令第3条に規定する使用人の変更		
商号又は名称の変更	事実発生後 30日以内	「役員等」には、法人の役員のほか、顧問・相談役・株主（総株主の議決権の100分の5以上を有する個人又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている個人）が含まれます（監査役は除きます）。
既存の営業所の名称、所在地又は業種の変更		
営業所の新設又は廃止		
資本金額（出資総額）の変更		
法人の役員等の変更（就退任、代表者の変更、常勤⇔非常勤、氏名の変更等）		
個人の事業主の氏名の変更		
個人事業主で支配人を設けている場合の支配人の変更（氏名の変更、新任、退任）	事実発生後 2週間以内	
経營業務の管理責任者が複数人いた場合の削除、専任技術者の削除（交替者がいない場合）、欠格要件該当		
廃業（許可を受けた建設業）	廃業から 30日以内	許可業種の一部を廃業する場合は変更届等の提出が必要

- ☆ 届出の詳細については、「建設業法による変更届等の手引（事業年度終了届編）」及び「建設業法による変更届等の手引（変更届出書編）」をご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html#tebiki>



「適切な社会保険の加入は」建設業許可の要件です

更新申請を含め、全ての申請をする場合において、「適切な社会保険に加入していること」は建設業許可の要件です。

◇労働者が加入しなければならない保険を確認してください。

所属する事業所		就労形態	社会保険		労働保険
事業所の形態	常用労働者の数		医療保険 (いずれかに加入)	年金保険	雇用保険
法人	1人～	常用労働者	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金	雇用保険※2
	-	役員等	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金	-
個人事業主	5人～	常用労働者	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金	雇用保険※2
	1人～4人	常用労働者	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金	雇用保険※2
	-	事業主、一人親方	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金	-

■：事業主に従業員を加入させる義務があるもの ■：個人の責任において加入するもの

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入。（この場合は、協会けんぽに加入し直す必要はありません。）

適用除外承認を受けた国民健康保険組合への加入手続きについては日本年金機構のWebページを参照。

(<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20150518.files/0703.pdf>)

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かは問いません。

●詳細については、加入する保険を担当する機関にお問い合わせの上、手続きをしてください。

- ・医療保険、厚生年金保険 → 事務所の所在地を管轄する年金事務所等
- ・雇用保険 → 最寄りのハローワーク等

●「適切な保険」を確認するためのフローチャートについては国土交通省のWebサイトを参照。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)



保険の加入状況が変わったら「健康保険等の加入状況」の提出をお忘れなく！

保険加入状況に変更があった場合は2週間以内に、従業員数のみに変更があった場合は事業年度経過後4か月以内に届け出る必要があります。

届出窓口は、次のとおりです。

- 名古屋市内に営業所がある場合 … 愛知県自治センター2階 建設業・不動産業室
- 名古屋市以外の市町村に営業所がある場合 … 各市町村を管轄する建設事務所

詳しくは都市総務課のWebサイトをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/toshi-somu/download/pdf/hokenkanyuu.pdf>



経営事項審査等の予約方法について

経営事項審査等（経審）の申請には予約が必要です。

- 経審申請の予約の申出は、管轄窓口において事業年度終了届出書の提出時に行い、事業年度終了届の受付が完了した時点で予約してください。
 - ※ 新設法人等で、新規許可後、決算前に申請する場合は、許可通知書及び許可申請書の副本を窓口にて提示の上、予約してください。
- 予約申出月の翌月に審査を受けていただき、翌々月末に結果通知書を発送します。（原則、審査予約申出月での審査を受けることはできませんので、ご注意ください。）また、申請内容の再調査により、経営事項審査結果通知書の発送が遅れる場合があります。
- 原則、申請者の自己都合による予約日の変更はできませんので、余裕をもって予約し、取消及び変更がないようお願いいたします。
- 天災等やむを得ない事情で予約の取消及び変更をする場合はなるべく早めにご連絡ください。
- 翌月分の審査申請の日程については、都市総務課のWebページ上で確認できます。

<https://www.pref.aichi.jp/toshi-somu/kensetsugyo/keishin/nittei.pdf>



経営事項審査等の審査基準の改正について

令和3（2021）年4月1日に経営事項審査等の審査方法が以下のとおり改正されました。

1 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（W10）の新設

その他の審査項目（社会性等）（W）に、新たにW10として「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」の項目が追加され、継続的に知識及び技術又は技能の向上に努めている技術者・技能者を雇用している企業が評価されるようになりました。

具体的には、審査基準日前1年間における技術者1人当たりが取得したCPD単位数や、審査基準日前3年間において、能力評価基準により受けた評価の区分が上がった技能者数の割合に応じて加点されます。次ページの経営事項審査の新項目についてをご確認ください。

2 建設業の経理に関する状況（W5）の改正

建設業の経理に関する状況（W5）の評価要件に関して、以下のとおり改正されました。

【従前の評価対象者】

- ①公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者
- ②登録経理試験（一級又は二級）に合格した者



【改正後の評価対象者】

- ①公認会計士又は税理士であって、国土交通大臣が指定する建設業経理に係る研修を受けた者
- ②登録経理試験（一級又は二級）に合格し、合格した日の属する年度の翌年度の開始日から5年を経過しない者
- ③登録経理講習（一級又は二級）を受講し、受講した日の属する年度の翌年度の開始日から5年を経過しない者

※ 資格を有するだけ・試験に合格しただけでは加点対象とはなりません。

詳しくは都市総務課のWebサイトからダウンロードできる「経営事項審査申請等の手引」を参照してください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/dl-page-keishin.html>



経営事項審査の新項目「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」（項番61、62）について

令和3（2021）年4月1日からの新しい審査項目である「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」（項番61、62）については、申請書作成にあたり以下の点にご注意ください。

○評価の対象者について

項番61「CPD単位取得数」においては「技術者」、項番62「技能レベル向上者数」においては「技能者」が評価の対象となります。従前からの書式「別紙2 技術職員名簿」に記載される「技術職員」と考え方が異なります。

・技術者の考え方

1 専任技術者の要件を満たす方

建設業許可における専任技術者になることができる資格や10年の実務経験を有する方のことです。（詳細は都市総務課Webページの「建設業許可の手引き」をご確認ください。）

2 技士補である方（1級、2級ともに対象です）

令和3（2021）年4月1日以降の施工管理技士の技術検定における第一次検定に合格した方のことです。

1か2いずれかに該当すれば技術者となります。

「別紙2 技術職員名簿」に記載がない技術者については、「様式10 CPD単位を取得した技術者名簿」に記載する必要があります。

建設業許可を受けているが経営事項審査を受審しない業種がある場合で、審査を受けない業種のみ資格等を持っている方や、2の技士補の方は、「技術職員名簿」に記載されないため、様式10 CPD単位を取得した技術職員名簿」を作成することになります。

「別紙2 技術職員名簿」に記載がない技術者については、CPD単位の取得の有無にかかわらず、様式10に名前を挙げていただく必要があります。

・技能者の考え方

1 建設工事の施工に従事した者で、施工の管理のみに従事した者以外の方

実際に工事現場での作業に従事された方のことです。資格や実務経験の有無にかかわらず対象となりますが、工事現場での管理業務のみを行っており、実際に作業に従事されない方は含みません。

技能者については、「別紙2 技術職員名簿」からは技能者に該当する方か否かが読み取れないため、「様式11 技能者名簿」に、技能者に該当する方をすべて記載します。

「技術職員名簿」に記載されている方についても重複して記載します。

また、管理業務のみを行う方しかおらず、技能者が一人もいない場合においても、様式11を添付するようにしてください。

※ なお、CPD単位取得者や、技能レベル向上者がいない場合においても、「技術者」、「技能者」は人数を確認して記載してください。

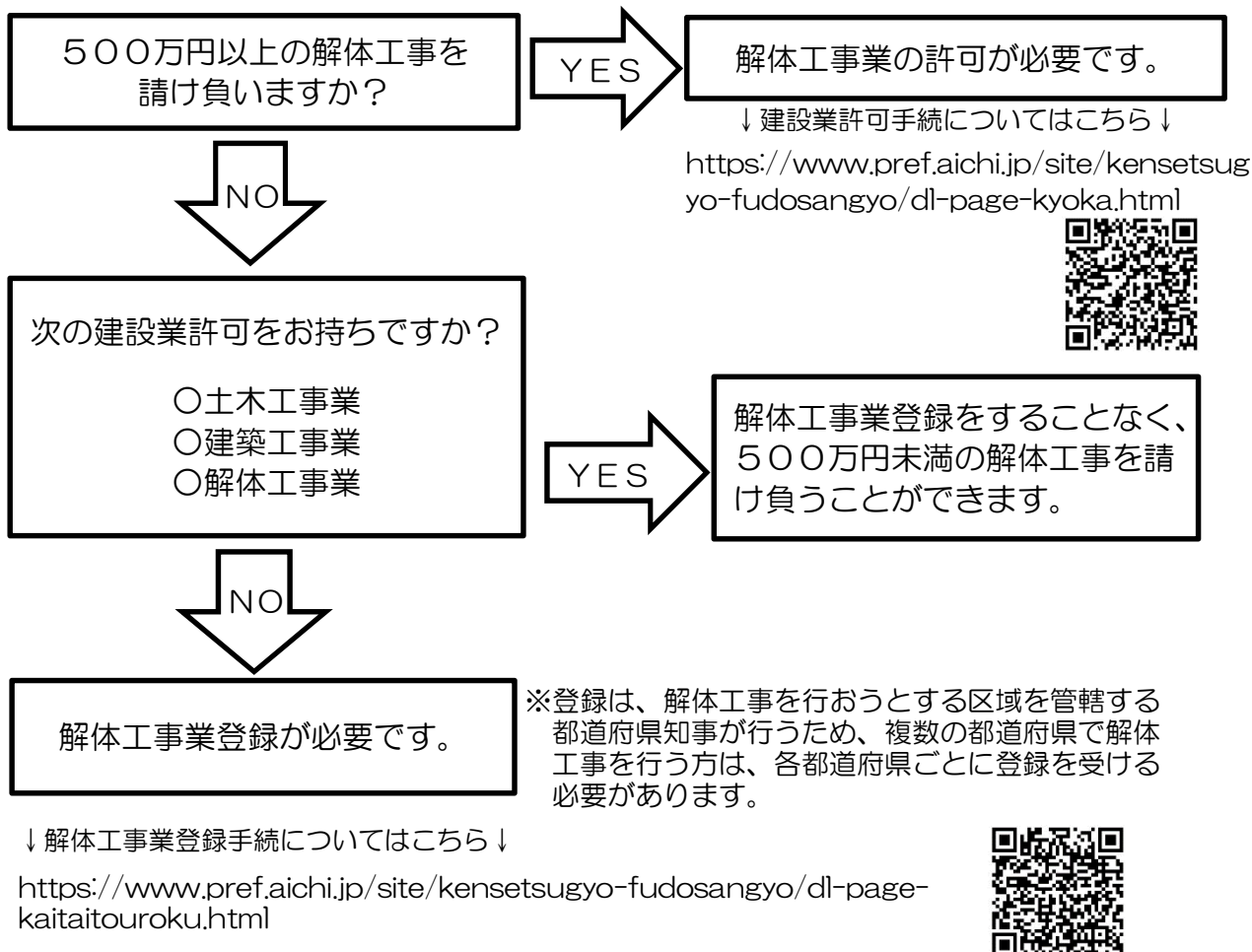
詳しくは都市総務課のWebサイトからダウンロードできる「経営事項審査申請等の手引」を参照してください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/dl-page-keishin.html>



建築物等の解体工事の実施には 建設業許可か解体工事業登録が必要です

『土木工事業』、『建築工事業』、『解体工事業』の建設業許可を持たずに、家屋等の建築物、その他の工作物等を解体する工事（解体工事）業を営もうとする場合は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の規定による『解体工事業登録』を受ける必要があります。



愛知県知事建設業許可業者名簿及び 愛知県解体工事業登録業者名簿について

愛知県知事建設業許可業者名簿及び愛知県解体工事業登録業者名簿を都市総務課のWebサイトに掲載しております。

☆愛知県知事建設業許可業者名簿（令和4（2022）年2月3日作成）
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/0000047962.html>

☆愛知県解体工事業登録業者名簿（令和3（2021）年12月末現在）
<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kaitaimeibo.html>



令和4・5（2022・2023）年度愛知県建設工事の経常建設共同企業体等入札参加資格審査申請の定時受付日程等の御案内

愛知県（建設局・都市・交通局・建築局・農業水産局・農林基盤局・企業庁）及び県関係団体（愛知県道路公社、愛知県住宅供給公社、公益財団法人愛知水と緑の公社、公益財団法人愛知県都市整備協会）が発注する建設工事の経常建設共同企業体、設計・測量・建設コンサルタント等の設計共同体に関する入札参加資格審査の申請の定時受付を行います。

1 申請者の要件

各構成員が以下の要件を満たしている必要があります。

（1）経常建設共同企業体・設計共同体の共通要件

- 申請する業種について、令和4・5年度愛知県の建設工事又は設計・測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格を有すること。
- 他の経常建設共同企業体又は設計共同体の構成員でないこと（登録業種が異なっている場合でも、2つ以上の構成員にはなりません。）。
- 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- 代表構成員は構成員中、等級区分が上位若しくは同等であること。ただし、等級区分のない業種については、総合点数が上位の者とする。

（2）経常建設共同企業体の要件

- 申請する業種について、経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。経常建設共同企業体の入札参加資格審査申請日の直前に受けたものであって、かつ、申請日からさかのぼって1年7か月以内の日を審査基準日（決算日）とするもの。
- 愛知県内に建設業法上の主たる営業所を有すること。
- 共同企業体の構成員は、同一建設事務所管内に建設業法上の主たる営業所を有すること。
- 3者以内で構成されていること。
- 申請する業種について、建設業の許可を有してからの営業年数が経常建設共同企業体の申請日まで継続して5年以上あること。
- 申請日からさかのぼって2年前から現在までに申請する業種に対応する工事について、元請としての実績があること。
- 申請する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者となることができる方がいること。

（3）設計共同体の要件

- 申請する業種について、建築設計を希望する方は建築士法第23条に基づく「建築士事務所」の登録、一般測量又は航空写真測量を希望する方は測量法第55条に基づく「測量業者」の登録、若しくは法令等による営業の登録を必要とする場合は、当該登録を受けていること。

2 受付期間

令和4（2022）年4月1日（金）から令和4（2022）年4月14日（木）まで

3 申請方法

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）による申請ではなく、愛知県の定める様式による申請となります。原則郵送とし、受付期間内に必着とします。

申請要領、様式等の詳細については、令和4年4月上旬に建設局土木部建設総務課のホームページに掲載予定です。

ホームページアドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-somu/>



《問い合わせ先》（全てダイヤルイン）

- | | |
|-------------------|--------------|
| ○建設局土木部建設総務課契約第一G | 052-954-6608 |
| ○農林基盤局農地部農林総務課契約G | 052-954-6394 |
| ○企業庁管理部総務課契約G | 052-954-6671 |

設計書提供サービスの開始について

建設局及び都市・交通局では、実施設計書（金入り）について、これまで情報公開請求により紙資料にて開示しておりましたが、下記のとおりインターネットのWEBサイトからダウンロードする「設計書情報提供サービス」を開始しました。

- 1 対象設計書：建設局及び都市・交通局にて発注した工事及び委託業務の設計書
※令和3年12月1日以降に指名通知又は公告が行われた設計書に限る
- 2 利用時間：午前8時～午後10時（平日、土日祝）
※年末年始（12月29日～1月3日）はシステムを停止します。
※システムメンテナンスにより、急遽システムを停止する場合があります。
- 3 提供先（URL） <https://www.kensetsu-sk.pref.aichi.jp/ShinseiWeb/>
- 4 留意事項
 - ・設計書は、原則、契約日の当日から提供されます。
 - ・提供される設計書は、最新の設計書のみです。
（変更設計書が提供されると、当初設計書はダウンロードできなくなります。）
 - ・設計書の提供期間は、完了検査日の1年後までです。



【お問い合わせ先】

愛知県建設局土木部建設企画課（愛知県本庁舎6階）
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
電話052-954-6513

令和4(2022)年度からのICT活用工事の取組について

建設現場の生産性向上を図るため、愛知県建設局及び都市・交通局の発注工事では、令和4(2022)年度から、以下のとおりICT活用工事に関する制度の改定を行います。

- 1 ICT活用工事（土工）の発注者指定簡易型の追加
掘削又は盛土が1,000m³以上、かつ予定価格（消費税含む）が5千万円以上のもので、条件明示された工事については、個々のICT技術の内、「ICT建設機械による施工」、「3次元出来形管理等の施工管理」のいずれかは実施することとします。
- 2 ICT活用工事の対象工種の追加
「海上地盤改良工（港湾）」を受注者希望型での実施対象工種に追加します。

なお、上記1と2について、詳しくは建設企画課Webページに掲載するICT活用工事の各実施要領などをご確認ください。

<ICT活用工事>

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/i-con-sekou.html>

【お問い合わせ先】

愛知県建設局土木部建設企画課（愛知県本庁舎6階）
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
電話052-954-6507



令和4（2022）年3月31日基準日 住宅瑕疵担保履行法の届出手続について

「住宅瑕疵担保履行法」に基づき、新築住宅を引き渡した事業者は、毎年3月31日の基準日ごとに、資力確保措置状況についての届出を行うことが必要です。

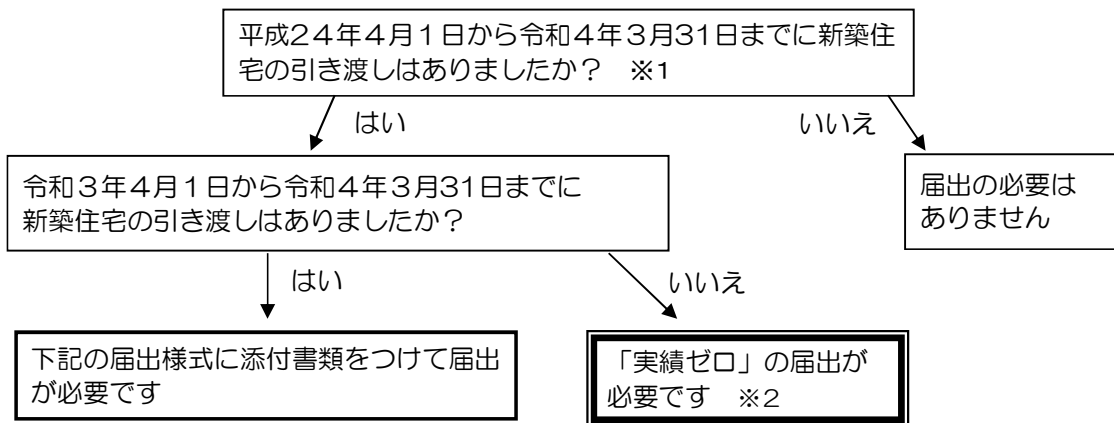
令和4（2022）年3月31日の基準日の届出期間は、4月1日（金）から4月21日（木）【必着】までです。

愛知県知事の許可・免許を受けている建設業者・宅地建物取引業者の方は、愛知県へ届出をしてください。

新築住宅を引き渡した建設業者や宅地建物取引業者が「保険加入」及び「供託」の資力確保措置をしていない場合や、行政庁へ資力確保措置状況の届出書を提出していない場合は、監督処分や罰則の適用対象となります。

また、届出書の提出をせず基準日の翌日から起算して50日を経過した日以後は、新たな請負契約や売買契約ができなくなり、それに違反した場合にも、監督処分や罰則の適用対象となります。

1 届出が必要な方



※1…平成24年3月31日以前に新築住宅の引き渡しがあり、平成24年4月1日以降に新築住宅の引き渡しが全くない場合は、届出の必要はありません。

※2…「実績ゼロ」の場合は、保険法人から送付される保険契約締結証明書を添付する必要はありません。「届出様式」のみを提出してください。

2 届出書類（保険の場合）※供託の場合はご相談ください。

区分	届出様式	添付書類
建設業者	第一号様式	保険会社から郵送される下記の書類 <ul style="list-style-type: none"> • 保険契約締結証明書 • 保険契約締結証明書【明細】（記入箇所あり）
宅地建物取引業者	第七号様式	※引き渡し実績がない場合は、添付書類は必要ありません。 ※関係様式への押印は不要です。

※ 届出書様式は当課のWebページからダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/0000030384.html>



3 提出方法

郵送（必着）または窓口へ持参してください。

なお、郵送の場合は、「住宅瑕疵担保履行法届出書在中」と朱書きで記載していただき、簡易書留等の確実に到着する方法をお願いします。

【ご提出とお問い合わせ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室（愛知県自治センター2階）
 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
 電話 052-954-6589（ダイヤルイン）

令和4（2022）年度技術検定試験のご案内

建設工事の大規模化、技術水準の向上、工事施工の複雑化等に対処して、工事の適正な施工を確保するとともに、施工水準の向上を図るため、建設業法では技術検定制度を設けています。令和4（2022）年度の技術検定は次のとおり予定されています。

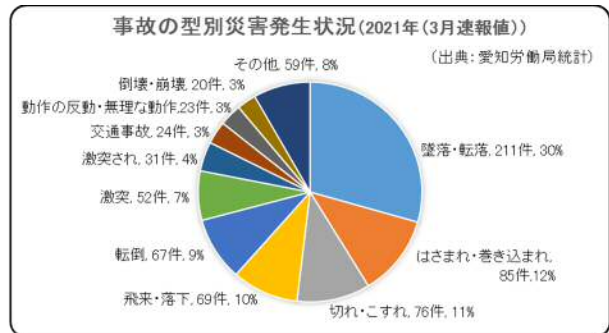
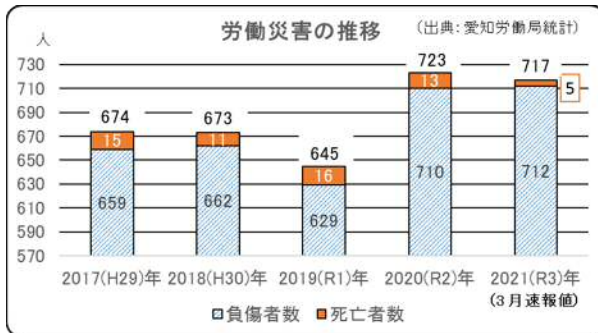
種 目	申 込 受 付 期 間	実 施 日	実 施 機 関 (指定試験機関)
1・2級土木施工 管理技術検定試験	1級(第1次・第2次検定)、 (第1次検定のみ)及び(第2次検定のみ) 令和4年3月17日～3月31日(受付終了) 2級(第1次検定のみ(前期)(種別:土木のみ)) 令和4年3月2日～3月16日(受付終了) 2級(第1次・第2次検定)、 (第1次検定のみ(後期))及び(第2次検定のみ) 令和4年7月6日～7月20日	1級(第1次検定) 令和4年7月3日 1級(第2次検定) 令和4年10月2日 2級(第1次検定(前期)(種別:土木のみ)) 令和4年6月5日 2級(第1次・第2次検定)、 (第1次検定(後期))及び(第2次検定) 令和4年10月23日	一般財団法人 全国建設研修センター 〒187-8540 東京都小平市喜平町 2-1-2 土木試験課 Tel.042-300-6860 管工事試験課 Tel.042-300-6855 造園試験課 Tel.042-300-6866 電気通信工事試験課 Tel.042-300-0205 https://www.jctc.jp/ 
1・2級管工事施工 管理技術検定試験	1級(第1次・第2次検定) (第1次検定のみ(後期))及び(第2次検定のみ) 令和4年5月6日～5月20日	1級(第1次検定) 令和4年9月4日	https://www.jctc.jp/ 
1・2級造園施工 管理技術検定試験	2級(第1次検定のみ(前期)) 令和4年3月2日～3月16日(受付終了)	1級(第2次検定) 令和4年12月4日 2級(第1次検定(前期)) 令和4年6月5日	
1・2級 電気通信工事施工 管理技術検定試験	2級(第1次・第2次検定)、 (第1次検定のみ(後期))及び(第2次検定のみ) 令和4年7月12日～7月26日	2級(第1次・第2次検定)、(第1次検定のみ(後期)) 及び(第2次検定のみ) 令和4年11月20日	
1・2級建築施工 管理技術検定試験	1級(第1次・第2次検定) (第1次検定のみ)及び(第2次検定のみ) 2級(第1次検定のみ(前期)) 【インターネット・書面申込】 令和4年1月28日～2月10日(受付終了)	1級(第1次検定) 令和4年6月12日 1級(第2次検定) 令和4年10月16日	一般財団法人 建設業振興基金 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル 2号館6階
1・2級電気工事施工 管理技術検定試験	2級(第1次・第2次検定)、(第2次検定のみ)及び (第1次検定のみ(後期)) 【インターネット申込】 令和4年6月21日～7月19日 【書面申込】 令和4年7月5日～7月19日 ※インターネット申込は、再受験者(「1次のみ」試験 申込者を除く)の方が申し込みできます	2級(第1次検定(前期)) 令和4年6月12日 2級(第1次・第2次検定)、(第2次検定)及び (第1次検定(後期)) 令和4年11月13日	試験研修本部 Tel.03-5473-1581 経理試験課 Tel.03-5473-4581 https://www.kensetsu-kikin.or.jp/
1～4級建設業 経理検定試験	(※2022年度検定試験等の日程は、今後、実施機関のWebサイトにて公表予定です。)		
1・2級建設機械施工 管理技術検定試験	1級(第1次・第2次検定)、(第1次検定のみ)及び (第2次検定のみ) 2級(第1次・第2次検定)、(第1次検定のみ(第1回)) 及び(第2次検定のみ) 令和4年2月15日～3月31日(受付終了) 2級(第1次検定のみ(第2回)) 令和4年9月20日～10月20日	1級(第1次検定)、(第2次検定(筆記)) 2級(第1次検定(第1回)、第2次検定(筆記)) 令和4年6月19日 1級(第2次検定(実技)) 2級(第2次検定(実技)) 令和4年8月下旬～9月中旬 2級(第1次検定(第2回)) 令和5年1月15日	一般社団法人 日本建設機械施工協会 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館201-2 試験部 Tel.03-3433-1575 https://jomanet-shiken.jp/ 

※ 申込受付期間及び実施日は予定ですので、変更される場合もあります。

※ 詳細は、各実施機関へお問い合わせください。

労働災害の撲滅に向け、取組の強化・充実をお願いします

- 愛知県内の建設業においては、令和3（2021）年に717件（3月速報値）の労働災害が発生しており、その約4分の1超が墜落・転落によるものとなっています。



- 本県では、県内の建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するとともに、処遇の改善と地位の向上を図ることを目的として、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画」を策定し、その推進に取り組んでいます。
- 労働災害の撲滅に向けては、地域一丸となった取組が必要不可欠ですので、建設業者をはじめ関係機関のみなさまのご理解・ご協力をお願いします。

1 働き方改革につながる制度や環境づくり

◇適切な安全経費の積算や工期の設定

◇週休2日制工事の導入

◇i-Construction（ICT活用工事）の導入 など

2 建設工事現場における安全対策

◇建設工事現場の安全性の点検等

◇墜落・転落災害防止対策の充実・強化

◇外国人労働者の労働災害防止対策の推進

◇一人親方等の安全及び健康への配慮 など

3 従業員の意識啓発や安全衛生教育

◇安全及び健康に関する意識の啓発

◇労働安全衛生等の講習の実施

◇メンタルヘルスケアの充実 など

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画について詳しくはコチラ
愛知県Webサイト (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/keikaku.html>)



労働災害の撲滅と法令遵守について

- 当県では建設業法や他の法令に違反する行為などの不正行為を行った建設業者に対し、建設業法の規定に基づき監督処分を行っています。監督処分には許可の取消処分、営業停止処分、指示処分の3種類があります。当県における近年の監督処分の状況については下表のとおりですが、労働災害に起因するものが多くみられます。上記の「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画」などを参考にいただき、労働災害の撲滅を目指すとともに法令遵守に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

	2021年度	2020年度	2019年度
取消処分	5	3	4
営業停止処分	1	2	1
指示処分	4	6	4

(単位：件/2022年3月時点)

なお、うち指示処分については、すべてが労働災害による労働安全衛生法違反を理由とするものです。そのうち、半数が作業者の墜落・転落によるものでした。

【お問い合わせ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室（愛知県自治センター2階）
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
電話052-954-6502

優秀施工者愛知県知事表彰について

本県では、「ものづくり」に携わっている方の誇りと意欲を増進させ、建設現場で働く人々の社会的評価・地位の向上を図るため、現に工事現場において施工に携わっている優れた技能労働者を対象として、優秀施工者愛知県知事表彰を実施しています。

令和3（2021）年度は、次の23名の方々が第29回優秀施工者愛知県知事表彰を受賞され、令和3（2021）年10月29日に表彰式典が行われました。

●受賞された方々（〔 〕内は所属会社 順不同・敬称略）

山 田 誠〔矢作建設工業(株)〕	伊藤 俊哉〔伊藤造園土木(株)〕
若林 敬太〔水野建設(株)〕	増田 健〔(株)柴田造園〕
池田 利幸〔山旺建設(株)〕	山下 稔〔水野建設(株)〕
宮崎 兼一〔中部土木(株)〕	藤田 学〔イリヤ建設(株)〕
神谷 浩文〔カネハチ建設(株)〕	佐藤 秀考〔(株)エスケー〕
後藤 修志郎〔中日建設(株)〕	林 隆太〔(有)はやし技建〕
伊藤 康匡〔朝日土木興業(株)〕	児玉 昭徳〔児玉電気工業(株)〕
小川 博〔(株)尾割組〕	神野 勝樹〔日本車輛製造(株)〕
前田 浩司〔(株)近藤組〕	岡上 昌美〔(有)ハウジングサポートエム〕
上家 隆〔水野建設(株)〕	金澤 仁之〔白濱建設(株)〕
福永 勝文〔(株)松浦組〕	苅谷 晃規〔(株)松本組〕
杉浦 靖〔住友電設(株)〕	



建設工事統計調査関係者表彰について

建設工事統計調査の実施に関し、統計調査事務の能率増進と統計従事者の士気高揚を図ることを目的として、長年、調査対象事業所として調査にご協力いただき、その功績が顕著な団体に対し、国土交通大臣より感謝状が授与されました。

受賞された事業所
～愛知県調査対象事業所分～

吉良建設株式会社
(西尾市・愛知県知事許可業者)

株式会社東陽
(刈谷市・愛知県知事許可業者)

名古屋電機工業株式会社
(あま市・国土交通大臣許可業者)

※五十音順

令和3（2021）年度は、受注動態統計調査につきましては約500社、施工統計調査につきましては約5,000社の事業所の方々にご協力をいただきました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

令和4（2022）年度も引き続き、国土交通省の建設工事受注動態統計調査・建設工事施工統計調査が実施されます。調査結果は、建設活動の動向分析、建設行政等において貴重な資料として活用させていただきます。

調査対象となられた事業所の方々には、お忙しい中ご負担をおかけいたしますが、調査にご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

建設現場での「三つの密」を避けましょう

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、建設工事の現場では、元請事業者はじめ、施工に携わるそれぞれの立場で、極力、「三つの密」の回避や影響の軽減がなされることが重要です。

特に、建設現場での朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業などについて、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、「三つの密」の回避や影響緩和のための対策徹底等に心掛けてください。

◆ 建設現場の「三つの密」回避等の取組事例について

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001404286.pdf>



宅地や建物の適正な取引及び広告について (宅地建物の取引には免許が必要です)

宅地や建物の取引を業として行う(宅地建物取引業)には、宅地建物取引業法(以下「法」という。)を遵守し、適正な取引を行わなければなりません。

1 無免許営業の禁止について

宅地建物取引業を営むには宅地建物取引業の免許が必要です(法第3条第1項)。免許を受けずに宅地建物取引業を営むことは禁止されています(法第12条第1項)。

また、免許を持たない者が、ホームページや新聞折り込みチラシなどの広告により、宅地を分譲する旨や、住宅の売買の媒介(仲介)をする旨を表示することも禁止されています(法第12条第2項)。

2 誇大広告の禁止について

宅地建物取引業者が行う広告については、誇大広告の禁止(法第32条)などの法律による規制のほかに、「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」により必要な表示事項などが定められています。

《問い合わせ先》

宅地建物取引業免許について…愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課

建設業・不動産業室 不動産業グループ

電話052-954-6582、6583(ダイヤルイン)

公正競争規約について・・・東海不動産公正取引協議会(愛知県不動産会館)

電話052-529-3300

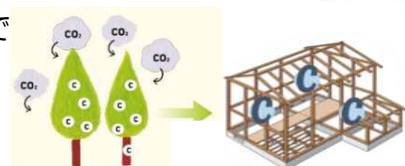
「木材利用の促進に関する基本計画」について

木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(2021年10月施行)及び「愛知県木材利用促進条例」(2022年4月施行)の規定に基づき、基本計画を策定しました。

「木材利用の促進に関する基本計画」の抜粋

建築物等における木材の利用の促進の意義

- 木材利用はSDGsの17の目標のうち、7つの目標に貢献
- 木材は、二酸化炭素を長期的に貯留し、鉄やコンクリート等の資材と比べて製造時のエネルギー消費が少なく抑えられ、かつ再造林により再生可能な地球環境に優しい資源
- 木材は、調湿性等に優れるほか、心理面・身体面・学習面等での効果が科学的に実証されている



＜木造建築物は「第2の森林」＞

木材の利用の促進に関する主な基本的事項

- 木造・木質化の推進
 - ・商業施設やオフィスなど民間建築物における木材利用の促進
 - ・県の公共建築物では、率先して木造・木質化を推進、公共工事では積極的に木質資源の利用を推進
- 木造建築物に精通した技術者等の育成
- 木材利用促進の日(10月8日)及び木材利用促進月間(10月)を中心に木材利用の情報発信
- 県産木材を活用した新しい技術や製品の開発の推進
- 建築物木材利用促進協定制度を活用し、民間分野における木材利用を促進
 - ※建築物木材利用促進協定制度とは、建築物における木材利用を促進するため、建築主等の事業者が木材利用を促進する取組について、県等と協定を締結する制度。

木材の利用に関する目標

県の公共建築物	原則、県産木材による木造化(※コスト・技術面で困難な場合は除く)木造化が困難な建築物については、内装及び備品の木質化
住宅を含む民間建築物等	木造化の促進 木造化が困難な建築物については、内装及び備品の木質化

県産木材の利用及び供給に関する基本事項

- 県産木材の利用を優先し、県産木材以外の場合は、近接地域で生産された木材を優先する

詳細については、林務課Webサイトをご覧ください。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rinmu/mokuzairiyosokushinhonkeikaku.html>



都市の木造・木質化イメージ

【お問い合わせ先】
 愛知県農林基盤局林務部林務課(愛知県西庁舎4階)
 電話052-954-6445

新型コロナウイルスに関連した 中小・小規模企業向けの支援について

1 県による支援

(1) 総合的な経営相談がしたい方へ

●中小・小規模企業総合相談窓口（主に経営や資金繰り支援など）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyo-seisaku/0000049897.html>



(2) 企業経営の課題を解決するためのアドバイスを専門家から受けてみたい方へ
公益財団法人あいち産業振興機構 専門家派遣事業（利用料免除の場合あり）

<https://www.aibsc.jp/support/692/>



(3) 技術相談・支援を希望される方へ

あいち産業科学技術総合センターによる技術支援（依頼試験手数料、機器貸付料減免の場合あり）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/acist/genmen3.html>



(4) 資金繰りのため、融資を受けたい方へ

県制度融資（セーフティネット4号・5号、経営あんしん）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html>



2 国による支援

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者の方へ
事業復活支援金（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/index.html



(2) コロナの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う方へ
ものづくり補助金（経済産業省）

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>



持続化補助金（経済産業省）

小規模事業者の販路開拓等のための取組への投資について支援

全国商工会連合会（一般型）

http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/



日本商工会議所（一般型）

<https://r1.jizokukahojokin.info/>



(3) 新分野展開や業態転換をお考えの方へ
事業再構築補助金（経済産業省）

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>



石綿解体・改修工事の事前調査の規制等が強化されました

令和2年7月、改正石綿障害予防規則が公布されました。解体工事等にあたって石綿等の使用の有無を調査する「事前調査」の規制等が強化されています。改正規則の施行状況等は下記のとおりです。

1. 既に規制が始まっている事項（令和3年4月1日施行）

(1) 事前調査が必要な範囲の拡大

建築物、工作物、船舶の解体・改修の作業にあたって行う「事前調査」は、従来、小規模な改修作業については不要とされてきました。しかし改正により、小規模な作業も含め、原則全ての工事で必要とされました。必要範囲が大きく拡大されましたので注意が必要です。

(2) 事前調査の方法の改正

「事前調査」は従来、目視のみでも良いとされてきましたが、設計図書等の文書を確認する方法と目視により確認する方法の両方で、全ての材料について行うことが原則となりました。

(3) 事前調査の記録の保存等の改正

事前調査結果の記録については、従来「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」等で40年間保存することが「望ましい」とされるのみでしたが、新たに法令に基づき所定事項を記録の上、調査終了日から3年間保存することとされました。また、解体等の作業場に記録の写しを備え付け、見やすい箇所に概要を掲示することも必要となりました。

2. 事前調査結果の報告制度開始（令和4年4月1日施行）

令和4年4月1日以降に着工する工事で、一定規模以上のものは、事前調査を行った上で、あらかじめ電子システムで労働基準監督署に報告を行うことが必要となります。

報告が必要な工事

- 建築物の**解体工事**（工事に係る部分の床面積の合計が**80㎡以上**）
- 建築物の**改修工事**（請負代金が**100万円以上**）
- 下記の**工作物**の**解体工事**又は**改修工事**（請負代金が**100万円以上**）

・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器	・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）	・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
・ 焼却設備	・ トンネルの天井板
・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）	・ プラットホームの上家
・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）	・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル
	・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

- 船舶の**解体・改修工事**（総トン数が**20トン以上**）

「石綿事前調査結果報告システム」等について

- 事前調査結果の報告は、できるだけ「**石綿事前調査結果報告システム**」を使用して行ってください。（様式第1号による報告書の提出で代えることもできます。）
- システムを使用すれば、**労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。**
- システムの利用には**GビズID**が必要です。



3. 事前調査・分析調査を行う者の要件（令和5年10月1日施行）

令和5年10月1日から、建築物と船舶の事前調査及び、分析調査は、必要な知識等を有する者に行わせることが必要となります。施行日までに講習受講等を行うようお願いします。

- **建築物の事前調査**は、次の者に行わせることが必要です。

種別	調査できる対象物
● 特定建築物石綿含有建材調査者 ● 一般建築物石綿含有建材調査者 ● 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者	すべての建築物
● 一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての住宅、共同住宅の住戸の内部

- **船舶の事前調査**は、次の者に行わせることとして検討中です。（別途告示で定められます。）
小型船造船業法に基づく主任技術者や建築物石綿含有建材調査者等であって、石綿や船舶等に係る一定の教育を受け修了考査に合格した者
- **分析調査**は、厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者又はこれと同等以上の技能及び知識を有すると認められる者に行わせることが必要です。

【お問い合わせ先】

愛知労働局労働基準部健康課
〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1（名古屋合同庁舎第2号館）
電話052-972-0256



建設業においても、令和6（2024）年4月1日より 時間外労働の上限規制が適用されます。

これまで、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限の基準（大臣告示）は適用除外とされていましたが、令和6（2024）年4月1日以降、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

また、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- ・ 時間外労働が年720時間以内
- ・ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1か月当たり80時間以内
- ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月まで

上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。

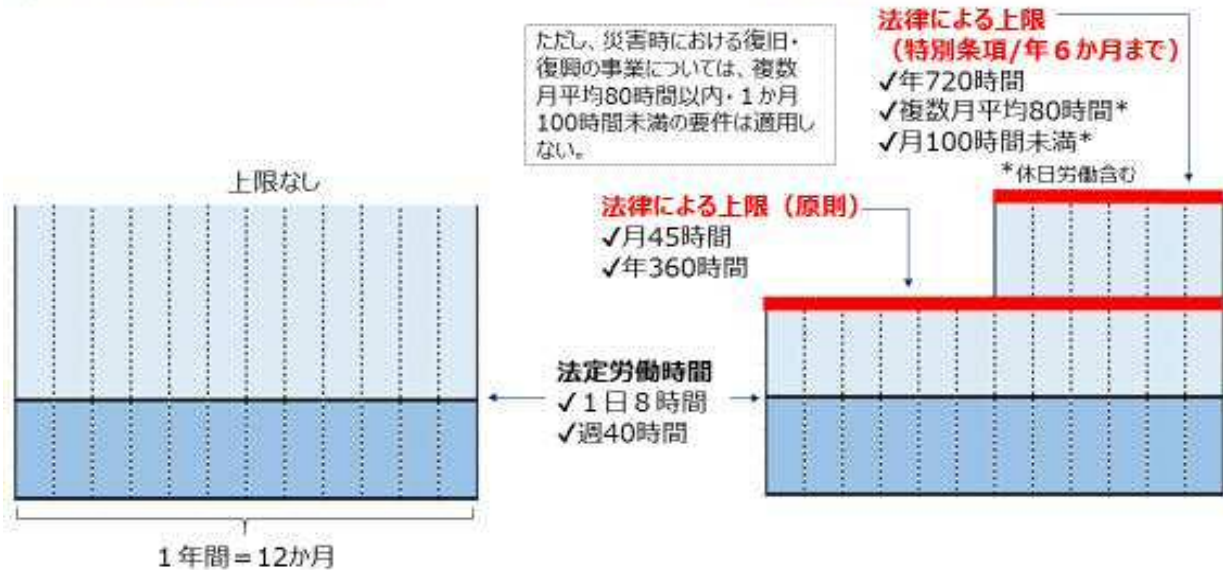
ただし、災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について

- ・ 月100時間未満
- ・ 2～6か月平均80時間以内

この2つの規制は令和6年4月1日以降も適用されません。

(～令和6年3月31日)

(令和6年4月1日～)



●詳しい情報、建設業の働き方改革の事例については、愛知労働局のYouTubeチャンネルをご覧ください。

- ・ 時間外労働の上限規制
等改正労基法の説明
[https://youtu.be/
WBskrpv3Gd0](https://youtu.be/WBskrpv3Gd0)



- ・ 事例紹介(2社)
[https://youtu.be/
9ETnMJVnJ7E](https://youtu.be/9ETnMJVnJ7E)



- ・ 事例紹介(1社)
[https://youtu.be/
P9R9uO6nKFI](https://youtu.be/P9R9uO6nKFI)



- ・ 事例紹介(1社)
[https://youtu.be/
JC4q4FkhhMo](https://youtu.be/JC4q4FkhhMo)

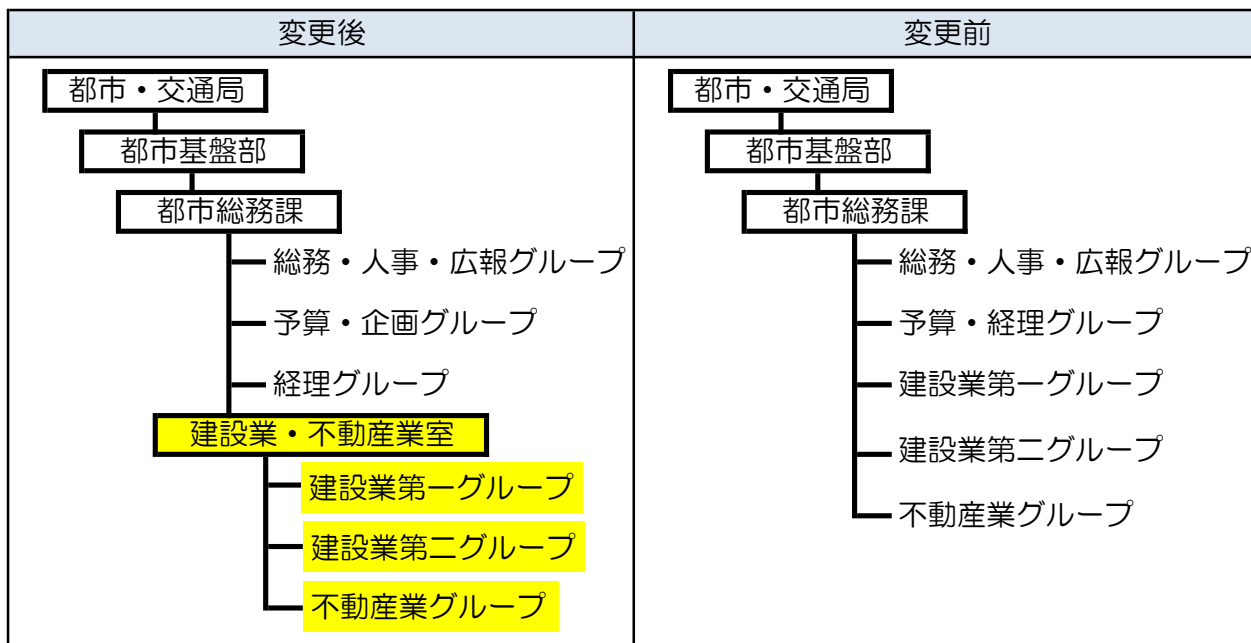


【お問い合わせ先】
愛知労働局労働基準部監督課
〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1（名古屋合同庁舎第2号館）
電話052-972-0253

2022年4月1日から都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室が設置されました。

2022年4月1日から、都市・交通局都市基盤部都市総務課内の建設業第一グループ、建設業第二グループ、不動産業グループは、都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室になりました。

なお、各グループの所在地・連絡先に変更はありません。



○主な仕事

建設業第一グループ	建設業の指導監督に関すること
	建設工事紛争審査会に関すること
	建設業者の経営事項審査に関すること
	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関すること
建設業第二グループ	建設業者の許可に関すること
	解体工事業者の登録に関すること
	浄化槽工事業者の登録に関すること
不動産業グループ	宅地建物取引業に関すること
	不動産鑑定業に関すること

表紙写真の紹介

愛知県立芸術大学美術学部 メディア映像専攻校舎

愛知県立芸術大学では、アニメ・映画産業の担い手の育成・支援や最新技術を活用した芸術の創造を図るため、2022年4月に「メディア映像専攻」が開設されました。この専攻の開設にあたり、CGアニメーションスタジオや映像編集室・録音室等の専用機器を配置した教室が必要となったため、既存校舎を改修するとともに、メディア映像スタジオを建設しました。また、メインの映像スタジオは、高い防音・遮音性能等が求められるため、完全浮き構造とし、床はPSブロック浮床構造を採用しています。

<施設の概要>

名 称： 愛知県立芸術大学メディア映像スタジオ
 場 所： 長久手市岩作三ヶ峯地内
 面 積： 延べ 251.62㎡